

西宮市立鳴尾東小学校いじめ防止基本方針

西宮市立鳴尾東小学校

1 学校の方針

子ども一人ひとりの内面理解に努め、全教職員が共通理解を図りながら、人間的なふれあいに基づく指導を充実させる。また、全教育活動を通して、「意欲的に学校生活・社会生活を送る力」や「他者の主体性を尊重し、規範を順守する力」を養い、「自己指導能力」を育成することを目指している。

そのために、予防的・開発的な生徒指導を推進し、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

西宮市南東部に位置する校区は、東は武庫川を隔てて尼崎市の工場地帯に隣接し、南は武庫川団地に隣接している。かつては近隣の工場や事業所の社宅や寮などが多い地域であったが、近年、これらがマンションや宅地として再開発されており、経済的に余裕のある家庭も増えてきた。しかし、単親家庭や両親が夜遅くまで働く家庭、複雑な問題を抱えた家庭も多く、子どもが落ち着いて生活できない状態の家庭もある。

子どもたちは、全体的に素直で明るいが、数年前までは、授業に集中できない児童や教師に反抗的な態度をとる児童、器物破損などの問題行動を起こす児童や髪を染めたりピアスをつけたりして登校する児童など、反社会的行動がみられた。また、不登校・不登校傾向の児童が各学年数名おり、非社会的な行動もみられる。家庭や地域と連携して生活習慣や学習習慣を確立する指導を進め、児童会が中心となり、自治的・主体的な活動を推進した結果、現在では学校内での問題行動は少なくなり、落ち着いて学校生活を送れる環境が整ってきた。

いじめは、どの子どもにも、どの集団にも起こりうることを踏まえて、すべての児童を対象としたいじめの未然防止と、すべての児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌をつくらなければならない。そのために全職員が一体となって取り組むことが必要である。ささいな出来事など、児童の情報交換を密に行い、自分のクラスだけでなく、学校全体を育てていく意識を職員全員で共有する。

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作り上げていく。また、誰かが悲しんでいることに気付くことができる心を育て、児童がお互いを大切にしようことができ、いじめをしない、させない、見逃さない態度を磨いていく。

3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

（1）日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

また、いじめは教職員や大人が気付きにくい所で行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、例えば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合を認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者懇談会、個人懇談会などあらゆる機会を利用して、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。